

令和元年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 (宮城県分) の結果について

◇文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果による
〔令和2年10月22日公表〕

1 調査の趣旨

児童生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものとする。

2 調査対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3 調査対象（令和元年5月1日現在）

- 国公私立小・中学校・高等学校・特別支援学校、義務教育学校、中等教育学校在籍児童生徒（仙台市を含む）
 - ・ 小学校数 384校 (児童数 115, 784人) ※学校数は休校も含む
 - ・ 中学校数 210校 (生徒数 58, 910人)
 - ・ 高等学校 106校 (生徒数 62, 896人)
 - ・ 特別支援学校 28校 (児童生徒数 2, 651人) ※いじめのみ

4 調査結果の概要

（1）暴力行為

- 小・中・高等学校における、暴力行為の発生件数は2,227件（全国78,787件）であり、児童生徒1,000人当たりの発生件数は9.4件（全国6.1件）である。
- 小学校については、発生件数が増加している。また、形態別では生徒間暴力、器物損壊が増加、対教師暴力は減少している。
- 中学校についても、発生件数が増加している。また、形態別では生徒間暴力、対人暴力、器物損壊が増加、対教師暴力は減少している。
- 高等学校については、発生件数、発生形態とも、おおむね前年度並みであった。

① 発生件数

校種 種別	小学校			中学校			高等学校		
	R1	H30	前年度 比較	R1	H30	前年度 比較	R1	H30	前年度 比較
発生件数(件)	1,277	1,166	+111	827	742	+85	123	117	+6
1,000人当たりの 発生件数	11.0	10.0	+1.0	14.0	12.4	+1.6	2.0	1.9	+0.1

② 形態別発生状況

校種 種別	小学校			中学校			高等学校		
	R1	H30	前年度 比較	R1	H30	前年度 比較	R1	H30	前年度 比較
対教師暴力(件)	240	297	-57	43	71	-28	5	11	-6
生徒間暴力(件)	916	715	+201	580	487	+93	67	65	+2
対人暴力(件)	4	64	-60	13	7	+6	6	4	+2
器物損壊(件)	117	90	+27	191	177	+14	45	37	+8
計	1,277	1,166	+111	827	742	+85	123	117	+6

③ 形態別1,000人当たりの発生件数

校種 種別	小学校			中学校			高等学校		
	R1	H30	前年度 比較	R1	H30	前年度 比較	R1	H30	前年度 比較
対教師暴力(件)	2.1	2.5	-0.4	0.7	1.2	-0.5	0.1	0.2	-0.1
生徒間暴力(件)	7.9	6.1	+1.8	9.8	8.1	+1.7	1.1	1.0	+0.1
対人暴力(件)	0.03	0.55	-0.52	0.2	0.1	+0.1	0.1	0.06	+0.04
器物損壊(件)	1.0	0.8	+0.2	3.2	3.0	+0.2	0.7	0.6	+0.1
計	11.0	10.0	+1.0	14.0	12.4	+1.6	2.0	1.9	+0.1

(2) いじめ

- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめ認知件数は 16,844件（全国612,496件）であり、前年度より 1,921件減少している。また、児童生徒1,000人当たりの認知件数は 70.1件（全国 46.5件）である。
- 小・中学校、高等学校及び特別支援学校とも前年度より認知件数は減少した。

① いじめ認知件数

校種 種別	小学校			中学校			高等学校		
	R1	H30	前年度比較	R1	H30	前年度比較	R1	H30	前年度比較
認知件数 (件)	13,928	15,491	-1,563				2,577	2,887	-310
校種 種別	高等学校			特別支援学校					
R1	H30	前年度比較	R1	H30	前年度比較				
認知件数 (件)	291	335	-44				48	52	-4

② いじめの解消率（小・中学校、高等学校、特別支援学校）

	R1	H30	前年度比較
宮城県	84.8%	87.8%	-3.0
全国	83.2%	84.3%	-1.1

(3) 小・中学校の長期欠席（不登校等）

- 不登校出現率は、小学校 1.02%（全国 0.83%），中学校 5.10%（全国 3.94%）であり、前年度より増加しており、依然として高水準で推移している。
- ※不登校出現率：在籍児童生徒数に対する不登校児童生徒数の割合

① 理由別長期欠席者数

〈小学校〉

(人)

区分		在籍児童数 a	理由別長期欠席者数				長期欠席総数	うち不登校出現率(%) $d \div a$	不登校出現率前年度比(%)
			病気 b	経済的理由 c	不登校 d	その他 e			
R1	宮城県	115,784	477	1	1,185	153	1,816	1.02	+0.21
	全 国	6,395,842	23,198	11	53,350	16,499	93,058	0.83	+0.13
H30	宮城県	116,728	593	0	948	155	1,696	0.81	+0.15
	全 国	6,451,187	23,340	15	44,841	15,837	84,033	0.70	+0.16

〈中学校〉

(人)

区分		在籍生徒数 f	理由別長期欠席者数				長期欠席総数	うち不登校出現率(%) $i \div f$	不登校出現率前年度比(%)
			病気 g	経済的理由 h	不登校 i	その他 j			
R1	宮城県	58,910	415	0	3,002	81	3,498	5.10	+0.23
	全 国	3,248,093	25,779	19	127,922	9,016	162,736	3.94	+0.29
H30	宮城県	59,925	442	0	2,919	108	3,469	4.87	+0.57
	全 国	3,279,186	26,284	9	119,687	10,026	156,006	3.65	+0.40

② 不登校の内訳

(人)

	区分	不登校児童生徒数	内訳						
			欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者
宮城県	小学校	1,185	732	61.8%	363	30.6%	55	4.6%	35 3.0%
	中学校	3,002	1,165	38.8%	1,417	47.2%	297	9.9%	123 4.1%
	合 計	4,187	1,897	45.3%	1,780	42.5%	352	8.4%	158 3.8%
全国	小学校	53,350	30,718	57.6%	18,383	34.5%	2,648	4.9%	1,601 3.0%
	中学校	127,922	49,697	38.8%	60,188	47.1%	12,280	9.6%	5,757 4.5%
	合 計	181,272	80,415	44.4%	78,571	43.3%	14,928	8.2%	7,358 4.1%

(4) 高等学校の不登校・中途退学

○ 不登校出現率は 2.59% (全国 1.58%) であり、中途退学率は 1.5% (全国 1.3%) であり、前年度より減少しているが、依然として全国と比べ高い状況である。

① 不登校（通信制課程を除く）

不登校生徒数・不登校出現率

		R1	H30	前年度比較
宮 城 県	不登校生徒数（人）	1,531	1,624	-93
	不登校出現率（%）	2.59	2.69	-0.1
全 国	不登校生徒数（人）	50,100	52,723	-2,623
	不登校出現率（%）	1.58	1.63	-0.05

② 中途退学

中途退学者数及び中途退学率

		R1	H30	前年度比較
宮 城 県	中途退学者（人）	940	1,101	-161
	中途退学率（%）	1.5	1.8	-0.3
全 国	中途退学者（人）	42,882	48,594	-5,712
	中途退学率（%）	1.3	1.4	-0.1

5 県教委としての対応

暴力行為については、感情をうまくコントロールできずに力に訴えてしまうケースが散見されるところから、市町村教育委員会に対して、子供の思いを受け止め、折り合いを付けることを繰り返し指導するなど、一人一人に寄り添った対応を継続するよう促していく。

いじめの認知件数については、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知することとし、いじめ対応のスタートラインに立っている」考えに基づき、積極的な認知に努めていることにより、全国と比較して高い水準にある。今後も、日常的に注意深く観察を継続し、いじめが起こりにくい環境づくりに努めながら、児童生徒による主体的な未然防止の取組を進めていく。

また、いじめの対応については、スクールロイヤーを初期の段階から活用し、児童生徒や保護者が解決したと実感できる取組を進めていくとともに、いじめが再発しないよう注意深く見守りを続けるなど、児童生徒が安心して生活できる「魅力ある行きたくなる学校づくり」を推進する。加えて、24時間SOSダイヤルや長期休業におけるSNS相談などの相談機関の周知に努めていく。

不登校児童生徒数の出現率については、依然として高い状況になっているが、これまでの取組の成果が見られ始めており、昨年度に比べて不登校児童生徒が減少している地域もある。

県教育委員会では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による相談体制を整えるとともに、「みやぎ子どもの心のケアハウス」の機能強化により、学校を外から支える仕

組みを充実させていく。

各学校においては、アセスメント（見立て）に基づく個別の支援計画に沿って支援に当たるなど、組織的・継続的な取組を充実させるよう働き掛けていく。

また、今年度からは、不登校等児童生徒にとって、安心できる居場所づくりと絆づくりを目的にした「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」に取り組み始め、改善が見られている。

さらに、「教育機会確保法」の趣旨を踏まえ、県内33市町村に設置されている「みやぎ子どもの心のケアハウス」等において、不登校児童生徒が「どこにいても、誰かとつながっている」ことを大切にした支援を推進し、学校内外の居場所や学びの場を提供していく。

高等学校においては、すべての県立学校にスクールカウンセラーを設置するとともに、学校の要望を踏まえながら、スクールソーシャルワーカーや心のケア支援員等を配置することで、問題行動・不登校等の未然防止及び早期発見に対応できるよう、校内の指導体制や教育相談体制の充実を、引き続き図っていく。さらに、新高校入試制度においては、不登校等の生徒を積極的に受け入れる仕組みを設けている。

今回の調査結果の分析を踏まえて、市町村教育委員会や関係部局、民間施設と連携し、以下のような取組を一層推進する。

（1）「行きたくなる学校づくり」の更なる推進

- ・ 「子供の声を聴き、ほめ、認める授業づくり」「子供が互いに認め合う学級づくり」
- ・ みやぎ「行きたくなる学校づくり」推進事業（小・中学校）の普及
- ・ 家庭や地域と連携し、自己有用感を高める「志教育」の一層の推進

（2）各学校における組織的な対応の推進

- ・ 校長会議や研修会等における現状認識と組織的対応の改善
- ・ 関係機関と連携した不登校児童生徒や保護者を支援するためのネットワークの整備
- ・ アセスメント（見立て）に基づいた児童一人一人の個別の支援計画の作成と支援

（3）「不登校等児童生徒学び支援教室充実事業」の推進

- ・ 不登校児童生徒にとって安心して生活できる校内環境を整備
- ・ 学習指導と社会的自立に向けた支援の充実

(4) 「みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」の拡充

- ・ 困難を抱えた家庭に対する訪問型支援の推進
- ・ 三つの機能（心サポート機能、適応サポート機能、学びサポート機能）による複合的なサポート

(5) 幼保・小・中・高・特別支援学校の更なる連携強化

- ・ 申し込み個票等を活用した、接続期の確実な引継（幼児、児童生徒）と高校進学時に中学校との情報交換を行い、個々の生徒に応じた支援を図るなど切れ目のない支援に努める。
- ・ 校種を越えた平時からの情報交換の実施

(6) 関係機関との連携による体制強化

- ・ アセスメントへの専門家の活用及び関係機関との連携
(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、児童生徒の心のサポート班、保健福祉部局等)
- ・ フリースクールなど民間施設との連携

(7) 高校における不登校児童生徒の積極的な受け入れ

- ・ 令和元年度から実施している新入試制度において、高校の特色として、中学校の評定を評価に用いず選抜することで、不登校生徒を積極的に受け入れができる制度を導入。